

## 尾張旭市地域クラブ活動参加規約

### (目的)

第1条 本規約は、尾張旭市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が運営主体として実施する尾張旭市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という。）に加入する者（以下「会員」という。）及びその保護者（以下「保護者」という。）が遵守すべき事項を定め、地域クラブの円滑かつ安全な運営を図ることを目的とする。

### (加入資格等)

第2条 地域クラブに加入できる者は、市内中学校に在学する生徒又は市内に住所を有する中学生のうち、本規約に同意のうえ所定の加入申請手続きを行い、事務局から加入を認められた者とする。

### (加入の申請)

第3条 地域クラブへの加入を希望する者の保護者は、事務局が配付する加入申請書に必要事項を記入の上、加入を希望する月の前月の10日（当該日が土日祝日に当たるときは、その前日）までに、事務局に提出しなければならない。

### (届出事項の変更)

第4条 保護者は、加入申請書の記載事項に変更が生じた場合は、遅延なく変更事項届を事務局に提出しなければならない。

### (参加費及び支払い方法)

第5条 地域クラブの参加費は、会員1人につき、1か月3,000円とする。

2 前項の参加費は、月の途中において入会、休会、再開又は退会した場合であっても、日割り計算による減額等を行わず、当該月額を満額徴収するものとする。

3 参加費の支払い方法は、クレジットカード又は口座振替のいずれかとし、事務局が指定するアプリケーション等のツール（以下「連絡アプリ」という。）を通じて納入するものとする。

### (参加費の支援)

第6条 尾張旭市の就学援助制度の認定を受けている世帯に対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の支援を行う。

- (1) 要保護世帯（生活保護受給世帯）は、参加費の全額（月額3,000円）を支援する。
- (2) 準要保護世帯（その他の就学援助対象世帯）は、参加費の一部（月額2,000円）を支援する。

(退会及び休会)

第7条 会員が地域クラブを退会又は休会しようとするときは、退会又は休会しようとする月の属する前月の末日までに、保護者は退会・休会届（電子フォーム又は紙）を事務局に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出の提出がない場合は、実際の活動への参加実績に関わらず、当該月分の参加費を徴収するものとする。

(活動の再開)

第8条 休会中の会員が地域クラブの活動を再開しようとするときは、再開しようとする月の前月の10日（当該日が土日祝日に当たるときは、その前日）までに、保護者は再開届（電子フォーム又は紙）を事務局に提出しなければならない。ただし、休会の届出においてあらかじめ再開時期を明らかにし、当該時期に再開するときは、この限りでない。

(参加費の返金)

第9条 既に納入され、又は第7条第2項の規定により徴収することとされた参加費は、原則として返金しない。会員の体調不良、自己都合又は冠婚葬祭等の突発的な事由により活動を欠席した場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、気象、災害、指導者都合等の理由により、当月において地域クラブの活動が実施されなかった場合に限り、事務局は支払われた参加費の全部又は一部を返金するものとする。

3 天候不良等により活動が中止となった場合であっても、祝日等の別日において年間活動回数が確保される場合は、返金の対象外とする。

(クラブ費)

第10条 会員は、各種目ごとに実施する活動において必要となる経費（備品代等）が発生する場合、第3条に定める参加費とは別に、「クラブ費」として実費を徴収される場合がある。

2 前項のクラブ費は、額、徴収方法及び用途について指導者が事務局から事前に許可を得た上で指導者が徴収するものとする。

(移動手段及び安全管理)

第11条 活動場所への移動は現地集合及び現地解散とし、徒歩、自転車又は公共交通機関による移動を原則とする。ただし、保護者の責任のもとで送迎を行う場合は、この限りでない。

2 自転車を使用する場合は、各家庭においてヘルメットを用意し、会員に必ず着用させなければならない。

3 活動場所への行き帰りの移動中における安全管理については、各家庭の責任において行うものとする。

(活動中の事故及び保険)

第12条 地域クラブの活動中(指導者の管理下にある時間)の負傷又は事故については、事務局が加入する保険の適用範囲内において対応する。なお、当該保険料の会員からの別途徴収は行わない。

2 活動中に会員が負傷又は発病した場合、指導員は定められた緊急体制フローに基づき、応急処置、救急要請及び保護者への緊急連絡等の初期対応を行う。保護者は、速やかに指導者又は事務局からの連絡を受け、必要な対応をとらなければならない。

3 通常の活動中における不可抗力による事故については、加入する保険の補償範囲内での対応とし、当事務局及び指導者に故意又は重大な過失がある場合を除き、これを超える損害賠償等の請求には応じられない。

(服装及び携行品)

第13条 活動時の服装及び防寒着は、学校の体操服又は各クラブにおいて認められているものとする。

2 活動に必要な用具、水分補給のための飲料、その他携行品については、指導者の指示に従い、会員が各自で準備するものとする。

(欠席等の連絡方法)

第14条 会員が活動を欠席、遅刻又は早退する場合は、保護者が事前に連絡アプリを通じて指導者へ連絡を行わなければならない。

2 事務局又は指導者からの案内、活動スケジュール及び雨天中止等の緊急連絡は、原則として連絡アプリを通じて配信されるものとし、会員及び保護者は配信される情報を適宜確認しなければならない。

(大会等への参加)

第15条 地域クラブは、競技団体の規定及び大会規定が認める場合は、地域クラブとして公式大会に参加することができる。

2 大会への参加は会員の希望を尊重し、競技性や成果のみに偏重しないよう留意する。なお、参加に伴う費用(エントリー料、遠征費等)の自己負担が発生する場合は、第10条の規定に基づき、クラブ費として取り扱うものとする。

(規約の改定及び委任)

第16条 本規約は、地域クラブの運営上必要と認められる場合、事務局の判断により改定することができる。改定された規約は、連絡アプリ等を通じて通知された時点からすべての会員に適用されるものとする。

2 本規約に定めるもののほか、地域クラブの利用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

本規約は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。